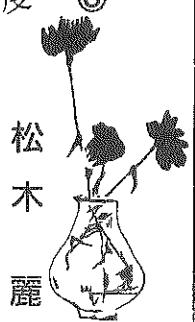


女性検事が見る眞実

アジ研あれこれ
—各国の刑事司法制度

松木麗



女性検事が見る眞実

アジ研あれこれ
—各国の刑事司法制度

松木麗

平成五年から八年までの三年間、国連アジア極東犯罪防止研修所（在府市）で教官をしていた。略してアジ研。と言うと知名度の高いアジア経済研究所（在市ヶ谷、外務省）と間違われて、ちょっと悲しいのだが、こちらのアジ研は法務省管轄である。縦割り行政の弊害か、警察官の教官がおらず、それがいつも警察官の研修生から出される不満の一位となっている。

アジ研は、アジアその他発展途上国の刑事司法関係者——裁判官、検察官、警察官、矯正職員など——の研修所である。費用はODA予算、つまり日本国際開発事業団が年間四〇〇以上実施する国際研修の三つ（春、秋、冬と年

に三回実施するので）である。警察にも国際捜査研修所があるが、研修生の職域が広いのがアジ研だと考えてくればいいかと思う。

研修には日本人の同業者も参加し、附属の寮に寝泊まりして三ヶ月（冬は一ヶ月）を共に過ごす。これが、生きた日本人と日本が学べると、外国人研修生に人気が高い。もちろん、日本人研修生にも、である。同じ釜の飯を食つて生活すれば家族のようなもの。別れるときは、涙、涙のシーンとなる。

教官になる五年前、私はその研修生だった。

一五か国の人たちと身近に暮らし始めたのは初めてのこと。毎日がこれ、発

見の連続だった。

まず、驚かされたのがイスラムである。豚を食べないのは知っていたが、礼拝が何よりも優先し、そのため待ち合わせの時間に遅れても平然としている。母国で飲めない酒が外国ではOKのはずはないのに、いたつてルーズなのが多い。反面、妻は四人までOK人、それ以外の五人はすべて一人だつた。以後、教官時代に多くのイスラムを知つたが、ほとんどが一人である。

次に、驚かされたのは検察官の役割である。日本の刑事司法制度はドイツに倣つたが、そこで起訴法定主義を強めた国ではないのではと思つてはいたが、実際はそんな生やさしいものではなかつたのだ。なんと多くの国では、世界的に見ても日本ほど検察官の権限が強い国はないのではないかと思つてはいた。検察官は公訴官でしかない。つまり、起訴をして公判に立ち会うが、捜査権がないのである。

余地もそれほどない。

つまり、英米では、裁判における事実認定は素人の仕事なのである。日本でも時に陪審制度復活の声が挙がることがあるが、正直言つてそれが日本の文化や日本人の感性に馴染むとは思えない。そういう背景と切り離してただ一部だけを他国から借りてきても、定着するはずはないと思える。

アジ研に勤務したお陰で、他国を知り、日本の方がよりはつきりと見えてきた。いざれゆつくりと本にしたいと思つてはいるが、これから数回にわたり、こうすることを考えてみたいと思う。

それ以上にすごいのはイギリスである。ここでは起訴も警察官がする。一九八六年に全国組織である検察庁ができたくらいで、イギリスの元植民地国はすべて検察の力がとても弱いのである。いや、彼らに言わせれば、日本の検察が強すぎるるのである。独自捜査までできて、起訴は独占、おまけに起訴猶予にてきて、それをチエックするのが「検察審査会」、それが何の強制権限もないとあっては、「汚職をどうやって防止するの？」の質問の山。収賄は絶対に起きないと言い切れるが、その理由を彼らに納得させるように説明するのはなかなか難しい。

「他に検察の力が強い国は？」の答えは「韓国」。日本よりはるかに強い検察である。日本の戦前と同じで、警察は検察官の補助でしかない。令状は請求できないし、汚職が多いから、麻薬や組織犯罪も扱えない。そういう検査はすべて検察の専権である。結果とし



卒業。八〇年、司法試験合格。
八三年、検事任官。
九年、推理小説「恋文」で横溝正史賞受賞。著書には『紫陽花の花ごとに』、『事件が語る「生と死」』、『少年被疑者』、『女と男』の検事調書』がある。

著者略歴
現職検事。五年
生まれ。神戸大学

女性検事が見る眞実

捜査官へのヒント その⑦

アジ研あれこれ

—イスラム概観

松木麗



東京拘置所からイラン人七人が集団脱走したのは二年前である。漏れ聞くところでは、捕まつた彼ら、「アラーが私をお導きくださつた」云々と反省のかけらもなかつたとか。それが中国人と並んで何かとお騒がせのイラン人のだから、イスラムつていうのは、と眉をそばだてたくなるだろう。

実際、イスラム（これだけでイスラム教、イスラム教国等、様々な意味を持つ。）は他の宗教とはどこか異質である。世界の民俗宗教紛争の火種は大抵イスラムだし、イスラム原理主義過激派によるテロが横行。女性の真っ黒な服装、男女の隔離、ラマダン（断食月）、

豚と酒が駄目、日に五回の礼拝、メッカへの巡礼、妻は四人まで可、厳しい刑罰等々。コーラン（神の啓示）がムスリム（イスラム信徒）の生活全般を規律する、それは生活そのものの宗教なのである。

来日外国人が増えるにつれ、私たち

がムスリムに接する機会も増えた。もちろんそこは同じ人間だから情は通じるし、理を尽くせば分かつてもくれるだろう。粘り強く誠意をもつて向き合うには彼らの核をなすイスラムについて知識を持つておいたほうがいいと思う。

まず、唯一絶対神であるアラーとは

故に、前二つの啓示宗教より優れているのは自明なのだ。その最たるもののが「平等」である。選民意識のユダヤ教とも、宣教師や牧師を神との間に介在させるキリスト教とも違い、イスラムでは誰もが神の前に平等である。そしてそれこそが、七世紀に誕生後、宣教師もいないのにアジアやアフリカにまで広くイスラムが普及した理由だ。

初の預言者（神の言葉を預かった人）アダム以降、ノア、アブラハム、ヤコブ、モーゼ（ユダヤ教）、キリスト（キリスト教）が現れ、「最後の預言者」ムハンマドが神の言葉（啓示）を集成したとイスラムは考える。

それほど警察での拷問がすごいそうである。職権濫用や収賄は日常茶飯事。警察は権力と組み、権力者の擁護のために働く。弱者の権利は徹底的に無視され、法律は一部特權階級の権利を守るためにある。こういう国は、イスラムに限らず珍しくない。不法に他国に入り、あまつさえ犯罪に手を染める連中が本国で恵まれた境遇にあつたはずではなく、そういう連中が権力、警察、法律というものにどのような感情を持つているか、想像するのは容易である。

それにしても、と思う。最近の日本

という。今や信徒はキリスト教に次ぐ一〇億人以上、移民の増えたヨーロッパ諸国では、このままでは自国はイスラムになると憂える声もよく聞かれる。戒律が厳しいのに増え続けるのは、それぞれの戒律に合理的な理由があるからである。

例えば、断食は、人間の本能である食欲にさえ負けないことによって、あらゆる欲望に負けないようにする修行であり、富者にとっては貧者の苦しみを知る機会となる。妊婦や育ち盛りの子供、病人、高齢者などは断食を免除され、旅行者は帰つてから実行すればいいのだという。また、女性は美しいものを見せないことで（コーランには肌を見せるなとは書いていない）、男が誘惑に屈したり、自らが危険な目に遭うことを予防しようとするのだそうである。つまり、イスラムは人間の性を弱いものだと考える宗教である。キリスト教の性悪説に対する性弱説といえようか。

複数の妻は、戦争で未亡人・遺児が増えたための救済で、一種の社会保障として始まった。ただし、どの妻も平らに愛し扱えれば、という条件付だから、神ならぬ身では難しく、結果、ほとんどのムスリムは妻一人である。性反には厳しい刑罰が科されるから、海外に出たときにこれぞとばかり羽を伸ばすのである。酒についても同じ。アジ研でも酒を飲むのが多くて、人間は皆同じ。性は弱いものだと実感させられた。

また、一口にイスラムといっても、国や宗派によつて厳格さは大きく違う。サウジアラビアを最硬派として、最軟派は政教分離をしたトルコ。多くはその間に位置している。

ところで、パキスタンの警察官が教えてくれた小咄がある。

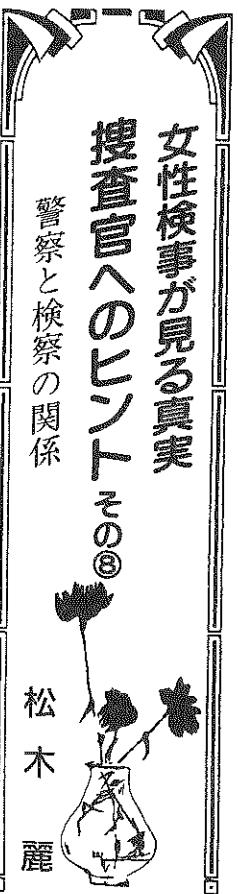
「日本人がこの仏像はいつできたのかと聞く。警察に連れて行こう。そうしたら仏像が口を利くだろう。」

興宗教にすがろうとする人がたくさんいる。心の支えが宗教であるかどうかは別として、何かを核として持たなければ生きていけない時代になつてきたのかもしない。

女性検事が見る眞実

警察と検察の関係

松木麗



普通の地検の普通の検事にとって、いぢらん重要な外部の機関といえば、それはもちろん警察である。独自捜査はめったになく、事件のほとんどは警察送致事件だから、警察とのコミュニケーションが悪くては仕事はできない。幸い八年間の検事時代はいい思い出ばかりである。中でも、職務熱心な警察官と一緒に仕事をするのは嬉しかった。

例えば、ノートを片手にやる気満々の某捜査二課係長が言う。「検事さんの担当になつて皆喜んでいます。ものすごく悪い奴ですから徹底的にやりましょう。補充捜査、何でも指示してください」。その言葉どおり、指示はいつも

的確に受け取ってくれ、結果はすぐに返ってきた。がぜんこちらも熱心になる。協力していい捜査ができたたとい

うなことが、新米検察官と決裁官の間にも起ころはづ)。「はあ、それでは公判の証拠にはなりませんねえ」で、やはり補充捜査をやってもらわねばならないのである。適正な刑事司法を実現するためには、究極、有罪プラス適正な量刑を得なければならぬ。だから常に自問している。——これだけの証拠で十分か。足りない証拠は、この証拠が不同意になればどうするか。この書証は裁判所に提出できるか、等々。

「精密司法」の我が国で、公判維持は難事である。論より証拠、百聞は一見にしかず。関わった事件の傍聴をぜひお勧めしたい。それでも検察官に疑問があれば、遠慮なく尋ねるべきだと思う。協力して一つの事件を捜査する者同士、ある意味では夫婦のようなもの。互いに不信感を抱きつつ黙つていても決していい関係は築けないとと思うのである。

二月号にも少し書いたが、こういった警察と検察の協力友好関係を、韓国

検察だが、役割と権限が違うのだから、「視点」が異なるのは当たり前である。検察官の頭にあるのは「公判を睨んだ捜査」である。「有罪」はもちろん、情状も含めて適正な量刑を取ること、な

のである。実は、担当警察官と話していく、「証拠」になることを確定した事実のように言われて、えつとなつたことが何度もある。問いただすと、「情報」だったり「常識」だつたり。あるいは「捜査

熱心に聴いてくれる。捜査官にやる気があればこそ、口を割らない被疑者が自白しもする。世の中には色々な立場なり関係があるが、結局のところ根はつたこともある。だれも彼もこちらの頭が下がるほど熱心で、本当にいい勉強になつたと思う。相談を受ける検察官としては、「事件の筋」を読み、いい事件は徹底的に捜査し、悪い事件は最初からやめるべきではないか。貴重な時間とエネルギーは、起訴する事件にこそかけるべきだからである。

相手は何を願つているか。自分が相手なら自分にどうしてほしいと思うか。視点を相手に置くと、今まで見えなかつたものがくつきりと見えてくることがある。相手に不満を抱くのは簡単だが、もしかしたら当の相手は自分の正直な姿をそのまま映し出した鏡なのかも知れないのである。

今春地検に戻る。実際に七年ぶりである。

この「事件相談」もたくさん受けた。出来立てほやほやの法律で摘発したときもあるし、県下で初めて、あるいは日本でまず前例がないという事件をやつたこともある。だれも彼もこちらの頭が下がるほど熱心で、本当にいい勉強になつたと思う。相談を受ける検察官としては、「事件の筋」を読み、いい事件は徹底的に捜査し、悪い事件は最初からやめるべきではないか。貴重な時間とエネルギーは、起訴する事件にこそかけるべきだからである。

翻つて、元来浮気性の私が八年間おおむねやる気でおれたのも、送致する警察がやる気でいてくれたからだろうと思うのである。たまにそうではない場合、例えば、夜遅くまで身柄を取り調べ、さあ補充捜査を指示しようと電話したら、皆帰つていてがつかりしたといふようなこともあつたが。結局、皆、人間なのである。医者だって、自身治したいと願う患者に尽くすだろうし、立会検事に熱意のあればこそ裁判官も

いいそうである。

また、世界の多くの国では検察に捜査権がなく、特に警察が公訴権さえ握っている国（イギリス法系の国など）の警察官には日本のシステムは不満のようだが、それでも感心してくれることが一つだけある。我が検察庁の係制度で、法律家の意見を気楽に聽けるの

熱心に聴いてくれる。捜査官にやる気があればこそ、口を割らない被疑者が自白しもする。世の中には色々な立場なり関係があるが、結局のところ根はつたことがある。だれも彼もこちらの頭が下がるほど熱心で、本当にいい勉強になつたと思う。相手は何を願つているか。自分が相手なら自分にどうしてほしいと思うか。視点を相手に置くと、今まで見えなかつたものがくつきりと見えてくることがある。相手に不満を抱くのは簡単だが、もしかしたら当の相手は自分の正直な姿をそのまま映し出した鏡なのかも知れないのである。

今春地検に戻る。実際に七年ぶりである。

著者略歴
現職検事、五年
生まれ。神戸大学

卒業。八〇年、司法試験合格。八三年、検事任官。
九二年に横浜正美賞を受賞した推理小説文「が四月下旬に文庫化され予定角川文庫」。他に「紫陽花のこどり」という事件が語る「生と死」、ベストセラーとなった「少年被疑者」、エッセー集「女と男」の検事調査がある。

の検事たちがひどくうらやましがつてくれる。かの国では、司法警察員は検察官の補助者にすぎず（日本の戦前と同じ）、自分たちの事件ではないから、被疑者を逮捕して事件を検察に送致した後は知らん顔だという。警察の汚職を怖れて、組織犯罪や薬物犯罪も検察官の一手引き受け。また、警察の拷問は世間に広く認知されていて、被告人が警察官に暴力を振るわれたと法廷で述べるだけで供述調書の証拠能力が飛ぶとあっては（刑事訴訟法）、検察官は何でもかんでも調書を取らざるを得ず、結果彼らは、超多忙の身を嘆いている

そうだ。

また、世界の多くの国では検察に捜査権がなく、特に警察が公訴権さえ握っている国（イギリス法系の国など）の警察官には日本のシステムは不満のようだが、それでも感心してくれることが一つだけある。我が検察庁の係制度で、法律家の意見を気楽に聽けるの

はいいそうである。

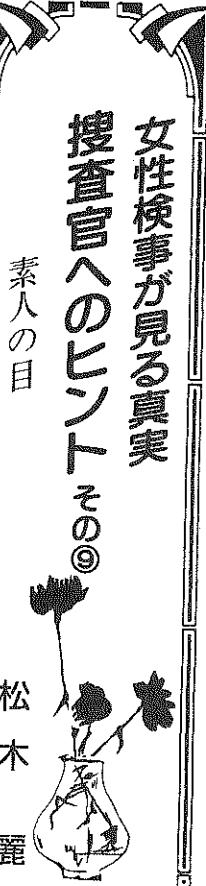
女性検事が見る眞実

捜査官へのヒント その⑤

素人の目

松木

麗



熟知する現職検事が、現実を無視して奇想天外な話を作つていいはずはない。

加えて、アメリカには陪審制がある。今や世界の八割の陪審裁判がアメリカで行われているという。職業裁判官と

法廷ものを書きませんか、とよく言われる。アメリカのものは面白いのに、あれだけのものがなぜ日本はないのか、現職検事なら書けるのではないか。

確かに、法廷は実体験済みである。だが、だからといってアメリカのようなスリリングなミステリーを書けるかと言ふと、話は別である。とにかく刑事司法制度がまったく違う。英米では取調べはほとんどしないし、捜査も大ざっぱ。動機など判然としないまま、大風呂敷のような訴因での起訴。その起訴は、五一パーセントの有罪見込みで足りるときには、裁判で何が起つ

ても不思議ではないのである。書証は使わざ人証だから、検察・弁護側双方が次々と証人を繰り出し、あつという新事実が出てくるわ、挙げ句はアリバイや真犯人の登場だつて、驚くには当たらない。その傍らで半数の被告人は終始無言。被告人も陳述する以上証人となつて偽証罪の対象となるからである。

片や、一〇日ないし二〇日間の慎重な捜査を尽くし、有罪を確信しなければ起訴をしない国では、裁判にはらはらどきどき、あつという証人やどんでも返しなど、起こらないのが当たり前なのである。そして、そういう実務を

日本でも昭和二年に陪審制が施行されたが、うまく機能しなかつたらしく、昭和一八年に停止になつたままである。日本では、被告人になつて素人に裁かれるのには抵抗があるのかもしれない。反対に、陪審員に選ばれて人を裁くのにも抵抗があるのではと思う。

だが、英米の人たちが喜んで陪審員

になるのかと言えば、答えはやはりノイである。ことに忙しい人ほど避けた

がるのは当たり前。だが、イギリスの検事ですら、陪審制は自分たちの「権利」なのだという。権力は何をするか分からぬといふ不信を抱く国では、民衆は裁く権利を自分たちに保持しておきたいのではないか。従来「お上」に従順な日本人には陪審制は根づかなかつたのだろうが、いずれそのうち不信感が高まれば、復活を望む声が高まるとも限らないと思うのである。

しかし、陪審員になるのはともかく、被告人になつて素人に裁かれるのはそれほど嫌なことだらうか。職業裁判官は選ばれた確かな人だろうが、くじで選ばれる素人だとどんな変なのに当たるかもしないというおそれはあるだろ。だが、どうだらうか。常識のない職業裁判官と常識のある素人だつたら、どちらかの方が裁判官としてふさわしいだろ。どちらの方に裁いて

もらいたいかと尋ねれば、おそらく皆が皆後者を選ぶのではあるまい。

彼は本当にその犯罪をやつたのか。

やつたとすれば、何のために。そうした一連の事実を判断するのに必要なのは、どれだけ巧みな嘘も瞬時に見通してしまう「閻魔様の鏡」である。人間

がその鏡に近づくために必要なのは、まず常識であり、社会事象への知識であり、人間を見る目、そして虚実を見極める力なのではあるまい。そういう一連の事実を確定して初めて、人間が作った法律の出番がある。事実を法律に当てはめるのであって、法律に事実を当てはめるのではないのである。

ある共犯事件で、被疑者の供述する内容が警察で取られた調書の内容と明らかに違っていた。問うと、警察でも同じことを言つたという。承認犯だったが、彼の言うとおりだと被疑事実を書くのがとても面倒になるのだ。つまり、それをはしょつた。実際、共犯事

件や犯行途中で新たな故意が生じるときなど、非常に込み入つてくるから、犯人を間違つたわけではなし、それく

らいいんだろうと思うのかもしれない。すつきりした「事実」には誰もがほつとするが、事実はもともと、我々が被疑事実を書きやすいように起こつてくれるものではない。

なまじつか法律の知識を持ち、経験によつて先入観ができてしまうと、かえつて真実を見誤ることもあるのでは

と思う。様々な証拠から犯人を割り出していく作業でも、行き詰つたとき、ふと素人の目で考へると光明が見えてくることがあるかもしない。人間の行動や心の動きでも、案外に素人の目

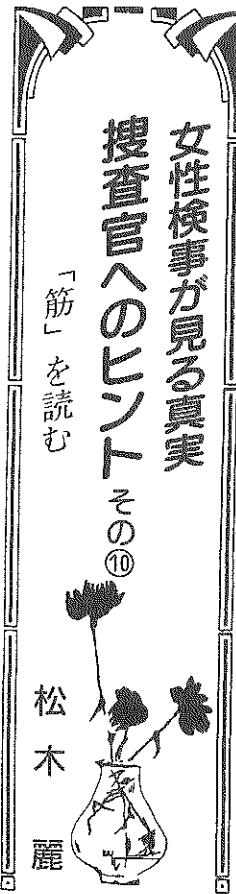
の方が眞実を見通すことができるかもしれない。そこそこが、その道のプロであると同様に良き常識人でありつづける秘訣か

女性検事が見る眞実 捜査官へのヒント その⑩

「筋」を読む

松木麗

イヒール



（閑話）（一月号以降のアジ研絡みの話）
休題。この春地検公判部の所属となり、
ホットな話題が多々でききたので。

手持ち事件は、きつちり数えたわけ
ではないが、判決待ちを含めると、合
議・単独事件合わせて四〇件といった
ところだろうか。と言うと、友人知人
が一様に驚きの声を挙げてくれる。そ
んなに多くて、事件がこんがらがらな
いのかと。

新任検事だった一五年前、麻薬係が
身柄を三〇件も抱えていると聞いて驚
き、同じ質問をしたことがある。答え
はイエス。「ひどいときは、被疑者に、
それでお前は何をやつたんだっけって

だが、あくまでしゃあしゃあとして
いる。

「実家に妹が忘れていたので、母
親が返してくれと私に預けたんです」
「じゃあ、なぜすぐに返さないの」
と私。

「妹には預かつていてると言いました」

「それで？」
妹は持つていていいと言つて
くれました」

裁判官が尋ねた。

「それでは、妹さんを共犯にしてし
まうよ」

「もし出直すつもりなら、本当のこ
とを言つたほうがいいよ」

「弁護人をちらちら見ながら、消え
入りそうな声で）……でも、本当のこ
となんです」

尋常ではない厚かましさだが、これ
くらいでいちいち驚いては、作家
はともかく、検事など続けてはいられ
ない。

ない。だから、この事件が印象に残つ
たのは別の理由である。
「弁護人」。国選の弁護人は、被告人
のこの馬鹿な弁解を何とそのまま鵜呑
みにしたのである！つまり、被告人
は「たまたま預かつた免許証」を「た
またま運転中に持っていたので」「たま
たま一度にわたつて警察官に見せた」（こ
の間、数か月が経過している）。だか
ら、「犯行は偶発的で情状は軽い」と弁
論し、御丁寧に書面まで提出した。数
え切れない弁護を見てきたが、ここま
で馬鹿な弁解を通して、「筋」を無視した
弁護も珍しい。もちろんそれは、その
弁護士が女性だからでも、まだ若い（三
〇歳くらい？）せいでもないはずだ。
正しい弁護とは、被告人の弁解をた
だそのまま通すことは決してない。

そんな姿勢で裁判官を説得し、納得さ
せられようはずはない。何よりそれは
被告人自身のためにならない。被告人
は、弁護士は自分を感じてくれたのに、
いた気分になつていて。

聞いてる」と笑つていた。幸い私の答
えはノーである。死刑・無期懲役を求
刑する強盗殺人から、殺人、強姦、詐
欺・横領、薬物、窃盗等多彩な罪名を
扱うし、また当世の常として多様な國
籍があつて、こんがらがりようがない
のである。

実に七年ぶりの法廷。初日から非常
に印象深い「事件」があつた。事案自
体は、無免許で息子の車を運転し、二
度にわたる駐車違反の取調べの際、顔
がよく似た妹の運転免許証を警察官に
呈示し、交通切符を偽造したという簡
單なものだったが。

五〇歳近いこの被告人、職場・居所

信じない裁判官や検事が悪いと、反省
などするはずはないからである。
さて、一週間後の判決言渡しの日――。
被告人は時間に現れず、「来ないんじ
やないですか」と嫌みを言う私を前に
彼女はおろおろ走り回る。二〇分遅れ
て現れた被告人、怒りを抑えた裁判官
に遅刻の理由を尋ねられ、
「場所が分からなかつたので……」
「前に来た所ではないですか」
「……」

裁判官、用意したとおり執行猶予付
きの判決を言い渡したあと、「あなたの
規範意識の欠如は、こんな大事な時に
遅れてくることからも明らかだ」と訓
辭を垂れたが、さて、その厚かましい
頭にどこまで響いたことやら。

どんな事件にも「筋」がある。それ
を読み取るのは常識であり、人間を見
る目である。学校や試験勉強がそれを
養わないことに、私はちょっと暗澹と
した気分になつていて。

を転々と変え、検察庁の出頭要請にも
なかなか応じない「強者」だつたから、
逮捕すればよかつたと思うのだが、在
宅起訴である。現れたのは一見して水
商売風、長い茶髪にミニスカート、ハ
イヒール。